

今日における村落再編の問題点

東北大学教育学部大学院 武田共治

私はこれまで、宮城県遠田郡南郷町を事例にして、「村落再編」の問題を考えてきたが、その中で関心を持った幾つかの点について

指摘することで、村研の共通課題である「農村自治——その制度と主体」に対する話題提供をしたいと考える。

一、南郷町の「むらづくり運動」

最初に、南郷町において私が「村落再編」として把握しているものの大枠を説明したい。南郷町は、総面積三、九六七haであり、その七五%が耕地、さらにその九七%が水田という、山一つない典型的水稻單作地帯である。さて、一九七七年、南郷農協第二十九回通常総会は「協同活動強化運動三ヶ年計画」を決定し、その基本目標として、「……部落のもつてゐる相互扶助、自主自立の精神が新しく醸成できるようなむらづくり運動、わが里の見直しと再生をめざす運動をおこす」ことを掲げた。そこで、こうした「むらづくり運動」と称されるものが、町や農協、そして農民を巻き込んで展開されざるを得ない理由とその内容について簡単に述べたい。

一九六三年より、南郷町では、いわゆる「部落ぐるみ」の「水稻團地栽培」が組織されている。これは端的にいえば、当時の激しい兼業化の進展という事態に対し、稻管理の悪化を防ぎ、とりわけ共同防除の徹底のため、土質に応じた団地区分をなし、団地ごとの品種統一、さらに栽培技術の統一という、協定栽培をもつて対応したのである。しかし「総合農政」下で、兼業化や農家間の異質化はさらに深まってきた。従つて団地栽培に対する各農家間の関わり方が異なってくる。こうして遂に、一九七四年の団栽組合総会で、「団栽を発展的に解消し、これまでの事業は農・組合内で行なう」方針が決定された。そのさい、農家組合が、①生活組織体、②生産組織

体、③地域協調機関、④総合的連絡機関、⑤意志集約と運動体、といふ五つの性格をもつものとして、すなわち「家（老人・主婦・主人・若者・嫁・子）の延長として生活と生産が地域的に総合化される場」として改めて注目されたのである。そして、農家組合内に、老人から子供までの「家族の構成」に対応した老人部から子供会までの各部を、さらに稻作から賃労働までの「生産所得の構成」に対応した稻作部から兼業部までの各部を設置し、それらを町段階の関係諸団体・諸機関につなげるという、農家→農家組合→部落内連合→町段階の整備の構想が示されたのである。これが南郷町の「むらづくり運動」であり、「村落再編」と私が呼ぶ内容である。

二、「小農に固有の論理」への注目

そこで次に、こうした南郷町における取組みを見る中で関心を持つた幾つかの点について述べてみたい。

まず第一に、こうした取組みには、いわば「小農に固有の論理」が反映しているのではないかという点である。その点で、農家組合の性格が問題となる。前述の位置づけは町や農協によるものといえども、それでも私には、単なる農協の下部組織であるとか、単なる農業生産に関する機能集団であるとは思われない。この農家組合の、今日に到るまでの経過を詳述する余裕はないが、例えば、木間塚第一農家組合規約に「原則として脱退は認めない」とあつたり、全作業委託の事実上の非農家でも、いわゆる地付層は農家組合に加入しているのである。意識の面でも、「農家組合は兄弟で部落は親戚の様なものだ」とか「農家組合は運命共同体の様なものだ」といわれ

る。とはいっても「村落共同体」論などを蒸返するつもりは毛頭ない。ただ小農が支配的に存続する限り、そこに「小農に固有の論理」が尾を引くと考える。ところで、この事例では基本的に農家対象であり、区会（＝部落会）が登場しないことから、「生産組織の再編」であり「村落再編」ではないともいえよう。しかし、村落を、農業における小経営が地域に即してとり結ぶ社会関係、と把握すれば、「村落解体」の最終的指標は「小農の消滅」に求められ、従つて南郷町の事例は「村落再編」と呼ばざるを得ないのである。ただ指標自体が混乱しており、その整理が必要であろう。ところで、小農生産の論理から村落を規定する立場では、村落の変容は小農の変容から把握しうるが、現実の村落は非農家の論理をも考慮しなければなるまい。

以上からみて、「村落解体」から「地域研究」へという視角の展開は大勢として理解しうるが、小農が存続する限り、そうしたいわば「地域＝住民」視角に解消しきれぬ、いわば「村落＝農民」視角が基本ともなると思う。そして、労働者分析に環元しきれぬ小農としての特質を把握することに、少なくとも農村社会学の固有の課題が存すると考える。

三、「村落再編」の主体をめぐる問題

さて、南郷町の事例では、農家組合への関わり方を中心に、町と農協と農民とでは異なる様に思う。農民にとって農家組合が問題となるのは次の文脈からである。かつて区会には農事部と産業部があり、農事部長は各農家組合の農事係を統括した。しかし園芸の組織

化により、それらが解消された。さらに新居住者（非農家）が入ってくる中で、区会の各支部と各農家組合は、はつきり区別されきた。つまり区会は生活上のフォーマルな問題に関する機能に限定されてくる。また「講中」があるが、これは生活上のインフォーマルな問題に関わっている。従つて兼業化が深化しているとはいえ農家にとつては、「生産＝生活」をめぐる相互扶助的機能をもつ農家組合が特に重要なものとなってくるのである。

しかし町や農協は、明確に新しい農業の方向に対応した「村落再編」の方向を示している。農協の立場は、「南郷町農業の基本構想」（七〇年）や「三ヶ年計画」（七七年）に示されているが、端的にいえば「小農複合経営」路線である。つまり小農経営の目標が生活そのものに向けられているという、いわば「生活の論理」の重視である。そこから、あくまで個別経営の安定がめざされ、従つて農家組合は、生産組織体としてよりも生活組織体として注目されたのである。とはいって、最近の農協においては、経営受委託の促進、農業機械化銀行の確立、中核農家育成が強調され、さらに町と一体となり「農業近代化施設計画」が展開されている。つまり、農協活動の基盤としての中核農家育成のため農家組合が注目されてきている。特に農家組合内に青年部を組織し、それを農協青年部に結集させることで、農家組合のコントロール、近代化計画の実現をめざしているものと思われる。

こうした方向は町においてさうに鮮明である。町の立場は、「町

域農政特別対策事業」（七八年）などに示されるが、一貫して「大型機械を導入して、一貫作業体系による省力栽培を行うこと」が求められ、それを遂行しうる「大型機械共有」を軸とした「稻作作業集団」を形成するため、「農家組合を機能的に再編整備を進めて、生産組織の育成強化をはかる」としている。つまり、農家組合の再編・統合による「稻作作業集団」への転化が求められている。しかし、農家組合の恣意的再編・統合は、単なる機能集団でないため、これまで失敗していることを無視しえない。また、この構想は当然、農地流動化を前提としており、そのさい農家組合の、物事を調整する機能、特に農家組合長のリーダーシップが期待されている。

ここには、「農業近代化」路線（＝資本の論理）の貫徹のための「むらづくり」とりわけ農地流動化を「むらづくり」として遂行しようとする国レベルの「地域農政」の性格の浸透をみてとることができる。

以上の様に、農民・農協・町のそれぞれが次元を異にしながら再編の主体となっている。当然、町や農協の構想通り展開しているわけではない。「自分達の農家組合を、あんまりいじらないでほしい」という声もある。ともかくも、そうしたそれぞれの異なるた関わり方が結びついで、現実の全体としての再編が進展しているという状況を指摘したい。

四、水田利用再編対策の影響

農民の主体的再編にとって直接的圧力となっているのは水田利用再編対策である。南郷町の対応は、七八年度「自主転作」、七九年

度以降「集団転作」であったが、現実的に「集団転作」は困難である。また、事実上これらは農家組合長へ一任され、農家組合で調整されるが、当然利害関係がからむ。従って、水田利用再編対策は、農民間の「心のつながり」に楔を打ちこんでいるといわなければならぬ。

五、「地域再編」としての限界

今日においては、宅地排水の問題、道路整備の必要、コミュニケーション施設の不足といった、農業の方向と関わりながらも、全住民に共通する問題がでてきている。それらに対して、非農家を対象外とした再編のみでは、主体的に住民が対応しきれないという問題がある。その点で町は、第一に「国会を重視」する方向を示している。それは、区会のもついわば自己負担の論理が有効であることと、非農家も含めた全住民を把握しうるからである。第二に農村環境改善センターの重視がある。同センター設置の理由は「農村の環境整備は混住社会を構成する人々の合意なくして成り立たない」ので「非農業者に農業を理解させるだけでなく、農業者の側においても、非農業者を農業の枠組の中に位置づける」ためである。

この様に、行政から住民へのパイプはかなり網羅されているが、逆に住民から行政へのパイプが、どこで、どう一つになるのかという点で混乱しているのではないかと考える。

以上の様な指摘が「農村自治——その制度と主体」の話題提供となれば幸である。